



市大会スローガン
きそえ つどえ かがやけ 農と輝の大地で

希望郷いわて国体市実行委員会では、ホームページ(<http://www.hachimantai-kokutai.jp/>)やfacebookで情報を配信中！
右のQRコードを読み取ると、直接ホームページにアクセスできます。

Vol.14



きよか 炬火の採火式を2カ所で実施

総合開会式でともす炬火の採火式(火おこし)は、市内全ての小学校で行われます。現在、10校のうち2校で採火式が行われました。

5月25日、安代小学校の採火式が行われ、小学5・6年の児童たちが「まいぎり」を使った火おこしに挑戦しました。木の棒を回転させ、摩擦熱で発火させる作業に一苦労しましたが、見事、採



採火した炬火を眺める
田頭小学校の児童たち

火に成功しました。

続いて6月22日、田頭小学校の採火式では、小学6年生が挑戦し、苦労しつつも採火に成功すると、会場が歓声に包まれました。

それぞれの炬火は、8月15日(月)の八幡平市ふるさと花火まつり会場(市松尾総合運動公園)の集火式で1つになり「八幡平市の火」が誕生します。皆さん、ぜひその瞬間を目撃してください。



職員の説明を真剣に聞く
安代小学校の児童たち

花いっぱいでおもてなし

八幡平市西根寺田の寺田学童保育クラブが、6月2日にプランターの花苗移植作業を行いました。同作業は「花と緑の里」づくりの一環で行われ、児童たちは地域の皆さんから教わりながら約300個のプランターに、ペゴニアなど6種類の苗を植えました。

このプランターは西根一中周辺の道路に飾られ、国体期間中に八幡平市を訪れる選手たちを歓迎します。



花植えをした寺田学童保育クラブの児童たち

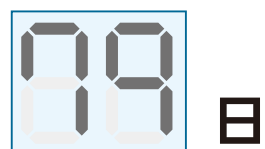
ボランティア募集を終了いたします

国体の競技運営ボランティア「八幡平市国体サポーターズ」は必要人数に達したことから、募集を終了とさせていただきます。市民の皆さまをはじめ、企業や団体など多くの皆さまから申し込みをいただきました。ありがとうございました。

10月の国体では、本大会の成功に向けて、サポーターズの皆さんが一致団結して、全国から訪れる方々をおもてなしの心でお迎えし、感動を分かち合しましょう！



希望郷いわて国体 開会まであと



【平成28年7月14日現在】



あと約2ヶ月半！

※「地域おこし協力隊だより」は、「いわて国体そばっち通信」拡充のため、お休みとなります。ご了承ください。

食中毒に「用心」

腹痛や下痢などの症状が急に
出たことはありませんか。そんな時に疑われるものの一つが「食中毒」です。
食中毒は、気温や湿度が高い夏場(6月～9月)に発生しやすく、特に注意が必要です。



◆家庭でできる食中毒予防の6つのポイント

- 1 買い物
 - ・新鮮な物を買う。
 - ・肉や魚などの生鮮食品や冷凍食品は最後に買う。
 - ・肉や魚などは汁が付かないように分けてビニール袋に入れる。
 - ・寄り道しないで、すぐに帰る。
- 2 家庭での保存
 - ・冷蔵や冷凍が必要な食品は、持ち帰ったらすぐにしまう。
 - ・肉や魚はビニール袋や容器に入れ、他の食品に肉汁などがからないようにする。
 - ・肉、魚、卵などを扱うときは、
- 3 下準備
 - ・調理の前はもちろん、生肉、魚、卵を扱った後は手を洗う。
 - ・食品の解凍は冷蔵庫や電子レンジを使い、自然解凍は避ける。
 - ・包丁、まな板、ふきんは洗剤で洗った後、熱湯や漂白剤で消毒する。
- 4 調理
 - ・肉や魚は十分に加熱する。
- 5 食事
 - ・食べる前に手を洗う。
 - ・作った料理は、長時間室温に放置しない。
- 6 残った食品
 - ・残った食品は冷蔵庫にしまう。
 - ・温め直すときも十分に加熱する(みそ汁は沸騰させる)。
 - ・少しでも怪しいと思ったら食べずに捨てる。

以上のポイントに注意して、食中毒を予防しましょう。



子育てNEWS

地域福祉課児童福祉係 ☎・内線1106

里親になりませんか？ ～子どもたちの笑顔を育てよう～

里親とは、親の病気や離婚などさまざまな事情によって、家庭で生活できない子どもを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解をもって養育する者をいいます。

里親制度は、児童福祉法に基づいて、県が里親として登録した人に、子どもの養育をお願いするものです。

県内には、平成27年9月1日現在で183家庭が里親として登録し、111人の子どもが里親家庭で生活しています。

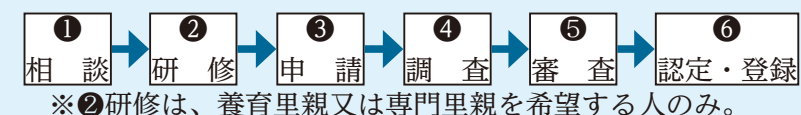
里親に望まれることは、子どもが好んで明るく健康的な家庭です。

里親制度について興味がありましたら問い合わせ先までご連絡ください。

◆里親の種類

種 類	内 容
養育里親	様々な事情により家庭で暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親です。
専門里親	養育里親のうち、虐待、非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。
養子縁組を希望する里親	養子縁組によって、子どもの養親となることを希望する里親
親族里親	実親が死亡、行方不明等により養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親です。

◆里親になるまでの流れ



◆養育費の支給

里親となり子どもを養育している人には、子どもの養育費用(生活費、教育費、医療費等)が支給されます。このほか養育里親と専門里親には、里親手当が支給されます。

◆お問い合わせ先

市役所地域福祉課児童福祉係(☎・内線1106)
県福祉総合相談センター(☎019-629-9608)